

令和3年4月1日から

浄化槽管理士に対する研修を受講させる必要があります

令和元年の浄化槽法の改正に基づき、浄化槽保守点検業者の登録条例が改正され、条例の登録業者は、浄化槽保守点検業の業務に従事させる浄化槽管理士に対して、登録の有効期間（3年間）ごとに、知事が指定する浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならないことになりました。

ただし、経過措置として、改正条例の施行（令和3年4月1日）の時点で既に条例の登録を受けている者については、この規定は次回の更新後から適用となります。

- 知事の指定する研修として、公益社団法人北海道浄化槽協会が実施する浄化槽管理士研修会を指定しました。
- 開催スケジュール等については、今後、道のホームページや同協会のホームページ上でお知らせいたします。

例

改正条例の施行の時点で既に条例の登録を受けている者

★登録している全ての浄化槽管理士の受講が必要です。

（事例）現在の登録の有効期間：令和元年10月6日～令和4年10月5日 の場合

	現在	次回更新後
登録の有効期間	令和元年10月6日 ~ (令和3年4月1日) ~ 令和4年10月5日	令和4年10月6日 ~ 令和7年10月5日

研修の受講

経過措置

研修を受ける期間（3年以内）



注意!

経過措置の間に研修を受けても、研修を受ける期間に研修を受けたことにはなりません。

★研修を受講させたら、受講証明の写しをこちらに送付（電子メールでも可）

【お問い合わせ先】

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 一般廃棄物係

電話 011-231-4111（内線24-313） E-mail kansei.kanhai1@pref.Hokkaido.lg.jp

